

第2次米子市環境基本計画

兼 米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

自然の恵みに感謝し、

ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

ダイジェスト版

令和3年(2021年)2月 策定

令和8年(2026年)3月 改定

米子市

目次

第1章 第2次米子市環境基本計画の見直しと計画の概要..... 1	(2) 基本目標達成のための施策の柱 17
1-1 米子市環境基本計画の概要..... 1	(3) 施策の柱ごとの個別施策 17
(1) 第2次米子市環境基本計画の期間 . 1	3-4 基本目標③「自然共生社会」 19
第2章 米子市の目指すべき姿 2	(1) 基本目標達成における主な指標 19
2-1 米子市が目指すべき環境像..... 2	(2) 基本目標達成のための施策の柱 20
2-2 第2次米子市環境基本計画における基本目標 4	(3) 施策の柱ごとの個別施策 20
2-3 基本方針と基本目標との関係..... 5	3-5 基本目標④「安全・安心社会」 22
2-4 市、市民及び事業者の責務と役割 6	(1) 基本目標達成における主な指標 22
(1) 市民の役割 6	(2) 基本目標達成のための施策の柱 23
(2) 事業者の役割 6	(3) 施策の柱ごとの個別施策 24
(3) 本市の役割 6	3-6 基本目標⑤「環境保全社会」 26
第3章 具体的施策の内容 7	(1) 基本目標達成における主な指標 26
3-1 本計画における基本目標と施策の柱、個別施策 7	(2) 基本目標達成のための施策の柱 27
3-2 基本目標①「脱炭素社会」..... 8	(3) 施策の柱ごとの個別施策 28
(1) 米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 8	第4章 環境基本計画の推進に向けて 29
(2) 基本目標達成における主な指標 10	4-1 環境基本計画策定の流れ 29
(3) 基本目標達成のための施策の柱 11	4-2 環境基本計画の進行管理 30
(4) 施策の柱ごとの個別施策 12	4-3 計画の推進体制 31
(5) 脱炭素先行地域づくり事業の取組 ... 14	
3-3 基本目標②「循環型社会」..... 16	
(1) 基本目標達成における主な指標 16	

<巻末資料>

- ①環境関連用語集
- ②環境年表
- ③米子市の環境に関する市民アンケート調査結果
- ④環境都市宣言
- ⑤環境関連条例
- ⑥SDGs目標
- ⑦計画策定の経緯

本資料は、第2次米子市環境基本計画兼 米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の理解に必要な内容を抜粋したダイジェスト版です。なお、文中の「本編」とは第2次米子市環境基本計画そのものを指します。

第1章 第2次米子市環境基本計画の見直しと計画の概要

1-1 米子市環境基本計画の概要

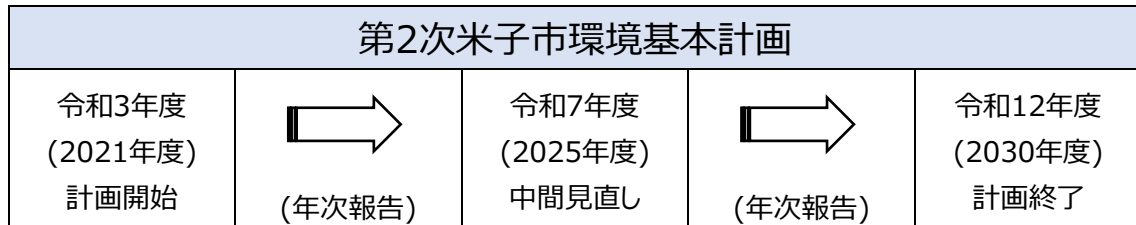
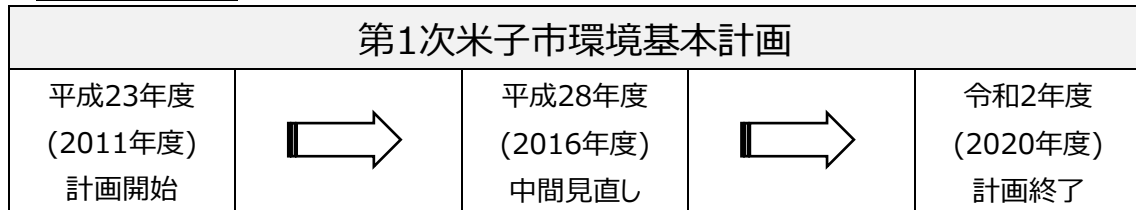
(1) 第2次米子市環境基本計画の期間

本計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。なお、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の計画期間も同様とします。

(ア) 計画期間

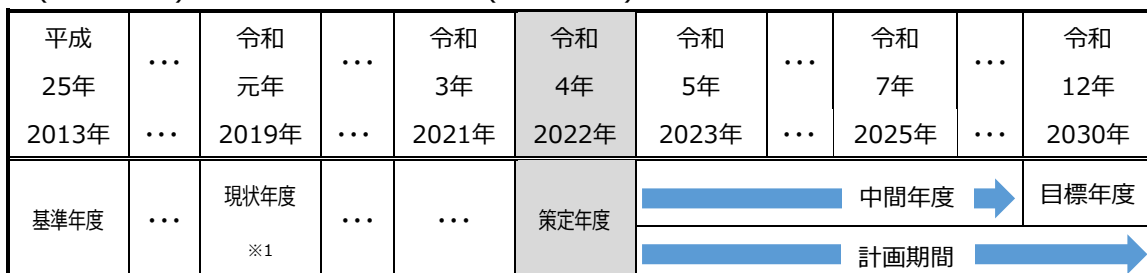
令和3年度(2021年度) ～ 令和12年度(2030年度)

(イ) 計画の流れ



米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の基準年度と目標年度

米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)としての計画期間の考え方については、国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、国の長期的目標年である令和32年(2050年)を見据え、本計画の基準年度を平成25年度(2013年度)とし、「第2次米子市環境基本計画」と同様に、中間年度を令和7年度(2025年度)、目標年度を令和12年度(2030年度)とします。



※1 排出量を推計可能な直近の年度を指します。

第2章 米子市の目指すべき姿

2-1 米子市が目指すべき環境像

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつつけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

本市は、碧く輝く日本海を望み、秀峰大山を仰ぐ恵まれた環境を享受しながら、弓ヶ浜半島の基部に広がる中海圏域の中核都市として発展してきました。また、一級河川日野川やラムサール条約湿地として登録された中海と、そこに生息する多様な野生動植物など、豊かで素晴らしい水辺環境を有しています。これらの豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものです。しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型における社会経済活動の拡大や、資源浪費型の生活形態は、私たちの生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしていきます。

本市では、環境基本条例の制定(平成17年(2005年)3月)により、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、更には、環境都市宣言(平成18年(2006年)3月)により、循環型社会を形成するために、住民、企業及び自治体が一体となり、環境先進都市を目指しています。

第1次計画では、本市の目指す環境像を「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつつけるまち～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～」とし、本市の特色であり、宝でもある豊かな自然を守り、将来の世代を担う子どもたちや未来の米子市民に、より良い環境を引き継いでいくことを目指しました。次の世代に、この素晴らしい環境を引き継いでいくことが、環境基本条例及び環境都市宣言の目的を達成することに繋がることから、第2次米子市環境基本計画においても、引き続き、上記環境像を掲げることとします。

なお、第2次米子市環境基本計画では、国や県の環境基本計画においても言及されている「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に取り組むこと、また、本市の上位計画となる「米子市まちづくりビジョン」の将来像である“住んで楽しいまちよなご”を環境面から支援していきます。

<米子市が目指す方向と環境基本計画>

「第2次米子市まちづくりビジョン」
“住んで楽しいまち よなご”

環境面からの支援

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

第2次米子市環境基本計画(米子市環境基本条例:第8条)

兼 米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

【環境施策(米子市環境基本条例:第4条)

⇒環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策

● **基本理念**(米子市環境基本条例:第3条)

・市、市民及び事業者が協働し、自然との共生や潤いのあるまちづくりを行い、持続的発展が可能な社会を目指し、地球環境を保全していく。



● **基本方針**(米子市環境基本条例:第7条)

- ①市民の健康の保護、快適な生活環境の確保
- ②人と自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全
- ③地域の特性を生かした景観の形成、自然・文化・産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- ④資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物減量の推進
- ⑤地球環境保全に資する取組の推進

2-2 第2次米子市環境基本計画における基本目標

米子市の目指す環境像である“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”を実現するために、第2次米子市環境基本計画に5つの基本目標^{※1}を設定します。

「第2次米子市環境基本計画」 “自然の恵みに感謝し、 ともに歩みつづけるまち”	①「脱炭素社会」 ^{※2}	気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会を目指します。
	②「循環型社会」	4R(Refuse:断る、Reduce:減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する)の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。
	③「自然共生社会」	本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物の生息環境を保全すると共に、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぐことのできる、緑あふれる社会を目指します。
	④「安全・安心社会」	公害の防止等を図ることによる生活環境の保全や、街の美化に取り組むことによる美しいまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる社会を目指します。
	⑤「環境保全社会」	環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

※1 この5つの基本目標は、国(第六次環境基本計画)や県(令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン)の環境基本計画を踏まえた上で、米子市環境基本条例で定める基本理念(第3条)及び基本方針(第7条)に基づき定めています。

※2 中間見直しにおいて、国が令和2年(2020年)10月に「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明したことを受け、本市においても令和3年(2021年)2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことから、基本目標①の「低炭素社会」を「脱炭素社会」に変更することとし、令和32年(2050年)までにCO₂の排出量実質ゼロを目指します。

2-3 基本方針と基本目標との関係

米子市環境基本条例第7条で規定する環境施策の5つの基本方針と本計画で定める5つの目標との関係は以下のとおりです。

環境基本条例	環境基本計画				
環境施策の5つの基本方針	5つの目標				
	① 脱炭素社会	② 循環型社会	③ 自然共生社会	④ 安全・安心社会	⑤ 環境保全社会
(1)市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保	☆			☆	☆
(2)人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全			☆		☆
(3)地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造			☆	☆	☆
(4)資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進	☆	☆			☆
(5)地球環境保全に資する取組の推進	☆				☆

2-4 市、市民及び事業者の責務と役割

第2次米子市環境基本計画における各施策を計画的かつ効果的に推進するためには、市民(個人・NPO法人・市民活動団体等)、事業者、市それぞれにおける自発的な行動と、連携・協力が必要となります。各主体には以下のような役割が求められます。

(1) 市民の役割

市民は、米子市の環境について理解を深めるとともに、日常生活の様々な場面において、環境に配慮した行動をします。また、行政や地域社会等の実施する環境保全活動へ積極的に参加します。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動において、環境に配慮した行動を実践するとともに、事業活動によって発生する環境負荷の低減を図ります。また、従業員への環境教育を推進します。

(3) 本市の役割

本市は、環境問題対策を推進していくために、市民・事業者と協働した取組を行います。また、市有施設の省エネや再エネ導入などの環境負荷の低減に率先して取り組みます。

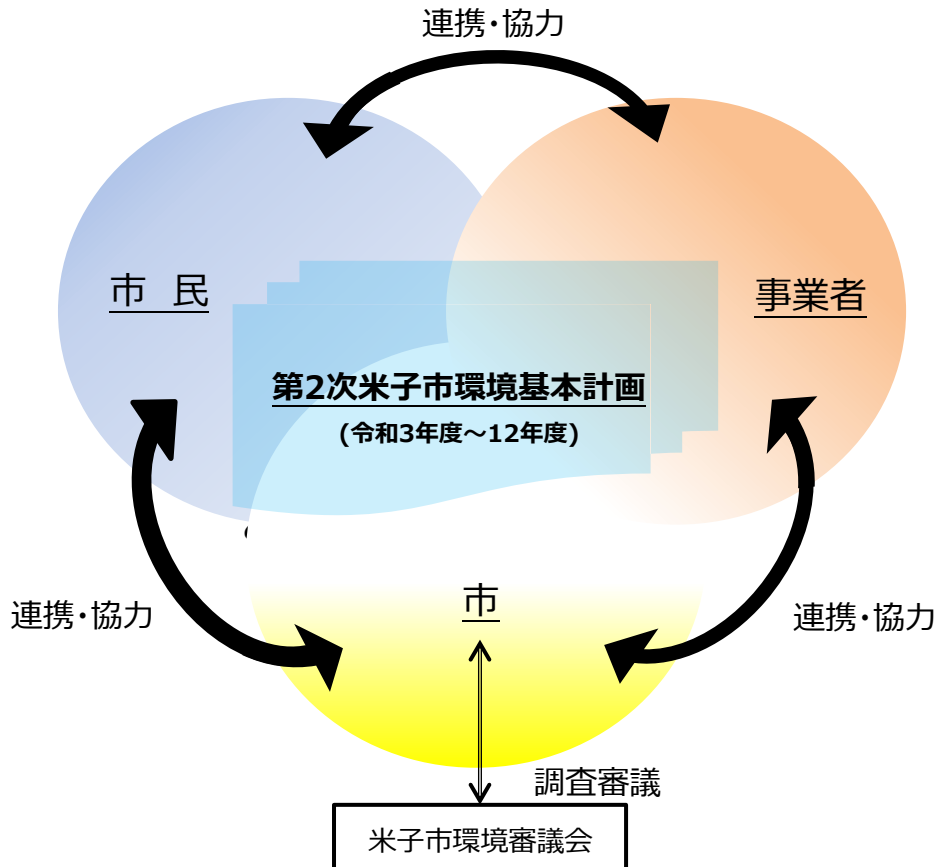


図 1 各主体の責務と役割

第3章 具体的施策の内容

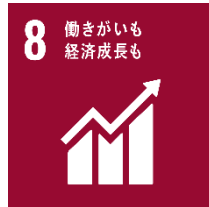
3-1 本計画における基本目標と施策の柱、個別施策

本計画では、5つの基本目標達成のために12の施策の柱を設定します。これらは市民・事業者アンケート等を参考に、本市に必要な施策を整理したものです。さらに各柱に基づき個別施策を設定し、目標達成を図ります。個別施策は重点施策とその他施策に分類し、その位置づけを明確にします。

なお、一つの施策が複数の柱に関連する場合があります。

<p>「第2次米子市環境基本計画」</p> <p>“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”</p>	①「脱炭素社会」
	   
	①-1 省エネルギー化の推進 ①-2 再生可能エネルギーの導入推進 ①-3 気候変動適応策の推進
	②「循環型社会」
	  
②-1 4Rの推進 ②-2 食品ロスの削減 ②-3 廃棄物の適正処理	
③「自然共生社会」	
 	
③-1 森林・農地・湿地・海の適切な利用 ③-2 生態系の保全	
④「安全・安心社会」	
  	
④-1 生活環境の保全 ④-2 美しいまちづくりの推進	
⑤「環境保全社会」	
 	
⑤-1 環境学習の推進 ⑤-2 環境活動の協働	

3-2 基本目標①「脱炭素社会」



気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会を目指します。

(1) 米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

(ア) 環境基本計画における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)としての位置づけ

本市では脱炭素に関わる目標について述べている本章を、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の中核部分としても位置付けます。これらの施策を推進することで米子市域のCO₂排出量を削減し、脱炭素社会の実現に向けた施策を推進していきます。

(イ) 削減対象とする温室効果ガス

米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められている7種類の温室効果ガスのうち、日本ではCO₂が全体の9割以上を占めること、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の推進等により、市民や事業者の取組によって削減が可能であることから、CO₂のみを対象とします。

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用

(ウ) 対象範囲

米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、市域全体を対象とし、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門及び廃棄物部門ごとにCO₂の排出量を環境省の提供する「自治体排出量カルテ」により把握します。

部 門	対 象
産 業 部 門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出
家 庭 部 門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出 (自家用自動車からの排出は運輸部門で計上)
運 輸 部 門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
廃 棄 物 部 門	一般廃棄物の焼却に伴う排出

(エ) 削減目標

削減目標	
令和7年度(2025年度) (中間年度)	平成25年度(2013年度)比で38%以上削減
令和12年度(2030年) (目標年度)	平成25年度(2013年度)比で48%以上削減

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
1-1	市域から排出される CO ₂ 排出量 [千t-CO ₂] ^{※1}	1,230 ^{※2} 平成25年度実績	755 平成25年度比 38% 削減	638 平成25年度比 48% 削減
1-2	市有施設から排出され るCO ₂ 排出量 [t-CO ₂] ^{※3}	14,611 ^{※4} 平成25年度比 44% 削減	8,135 平成25年度比 69% 削減	0 平成25年度比 100% 削減
1-3	区域の消費電力に対 する再生可能エネルギ ー導入比 [%]	18	40	60
1-4	PPA ^{※5} モデル契約件 数 [件]	0	—	15
1-5	オフサイト型非FIT太 陽光発電導入量 [kW]	0	—	8,000
1-6	EVの公用車導入台 数 [台]	3	6	13
1-7	ノーマイカー運動への 参加人数 [人]	1,500	37,400 ^{※6}	—

※1 米子市全域から排出されるCO₂排出量を意味します。なお、数値は環境省が公表している「部門別CO₂排出量の現況推計」を使用し、この推計は公表時点から2年前のデータが最新となります。

※2 計画策定当時の値。

※3 例えば、市役所本庁舎や市立小中学校等の施設が対象となります。

※4 計画策定当時の値。なお、数値は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、市が算出したものを使用します。

※5 本編P17参照。

※6 令和7年度は運賃無料DAY利用者人数を目標値として設定。

【指標設定理由】

1-1 二酸化炭素削減目標(本編P9(3)(ウ))の考え方で設定しました。なお、第2次米子市環境基本計画策定当時と米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定当時の目標値を比較すると、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)のほうが厳しい目標を設定しています。これは両計画の策定時の時勢によるもので、中間見直しにより目標を厳しい側に統一しました。

- 1-2 本市の事務事業におけるCO₂排出量は、2030年度に0(100%削減)と設定し、逆算して中間年度の目標値を設定しています。上記同様に、第3次米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標に統一しています。
- 1-3 自治体排出量カルテに記載されている区域の消費電力に対する再生エネルギー導入比を設定しています。今後、脱炭素先行地域の取組が加速度的に進んでいき、再生可能エネルギーの導入量が増加していくことを見込んで、目標年度令和12年度(2030年)は現状値の3倍である60%としました。
- 1-4 脱炭素先行地域づくり事業および鳥取スタイルPPAの取組による契約数を指標としています。
- 1-5 脱炭素先行地域づくり事業中で掲げている、荒廃した農地に設置する太陽光パネル設置規模と同数値としています。
- 1-6 脱炭素先行地域づくり事業における公用車の電気自動車への移行目標と整合性をとっています。
- 1-7 運賃無料DAYでは1回当たり3,400人の利用を目指しており、令和7年度は11回の開催を予定していることから、 $3,400 \times 11 = 37,400$ 人を目標としました。なお、この事業は年度ごとに内容を大きく変えていることから、令和12年度時点の目標値は未設定としています。

(3) 基本目標達成のための施策の柱

<①-1 省エネルギー化の推進>

- 使用するエネルギー量を減らすことで、CO₂削減に取り組みます。

<①-2 再生可能エネルギーの導入推進>

- CO₂排出量の少ない太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギーの導入を推進します。

<①-3 気候変動適応策の推進>

- 気候変動やこれに伴う影響の発生を前提として、その被害を回避・軽減するための対策を推進します。

(4) 施策の柱ごとの個別施策

<①-1 省エネルギー化の推進>

区分	個別施策	市民	事業者	市
重	公共交通機関の利用促進	○	○	○
	市域において導入可能なCO ₂ 削減手法の検討		○	○
	LED照明や高効率空調などの省エネルギー機器や、エネルギーマネジメントシステム(EMS)の普及促進	○	○	○
	宅配便の再配達の防止や物流業種の集積化による物流体制の効率化の推進	○	○	○
	高气密、高断熱住宅などの省エネルギー住宅の普及促進	○	○	○
	自転車を利用しやすい環境・システムづくりの推進		○	○
	ISO14001や鳥取県版環境管理システム(愛称「TEAS(テス)」)の普及啓発			○
	まちなかを車中心から歩行者中心へ転換	○	○	○
	アイドリングストップや急発進をしない等エコドライブの推進	○	○	○
	次世代自動車の普及促進	○	○	○
	公共施設を対象とした電気使用量とCO ₂ 排出量の見える化(データプラットフォーム)による省エネ効果の定量化と、市民・事業所への情報公開による取組の周知	○	○	○
	省エネルギー行動実践による日常生活におけるCO ₂ 排出量の削減	○	○	○
	市の実施する事務事業における節電、省エネルギーの率先行動			○
	市のホームページや広報等を活用した省エネルギー化推進に関する情報発信			○

<①-2 再生可能エネルギーの導入推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	下水処理場における消化ガス発電及び公民館4館における太陽光発電設置等、地域資源を活用したエネルギー事業の推進			○
	鳥取県と協力し「再エネ 100宣言 RE Action」の普及啓発等、市内事業者へ対し、再生可能エネルギーの導入推進		○	○
	地域の特色を生かした再生可能エネルギー発電システムの導入と普及促進	○	○	○
	オンサイト型・オフサイト型PPA モデルによる太陽光発電設備の整備と普及促進	○	○	○

<①-3 気候変動適応策の推進>

区分	施策	市民	事業者	市
	ため池決壊を想定した訓練及び防災研修等の実施による地域との取組	○		○
	熱中症予防に係る周知・啓発の取組	○	○	○
	水源かん養林 [※] の保全及び育成			○
	ハザードマップの作成・周知			○
	警戒レベルを用いた避難情報の発令			○
	市道の除草、河川の浚渫及び側溝の清掃を推進するなど流出水対策の実施			○
	気候変動への適応策に関する情報収集と周知・啓発	○	○	○

※ 水源かん養林とは、雨水を地中に浸透させて地下水や河川水を安定的に供給するなど、水源を守り育てることを目的とした森林です。このような森林は、光合成によって二酸化炭素を吸収し、土壌中に炭素を貯留することで温室効果ガスの削減に寄与し、気候変動の緩和に貢献します。また、豪雨時の洪水や濁水を防ぎ、水資源を安定的に供給することで、気候変動の影響への適応にも役立ちます。さらに、樹木の根が土砂の流出を防ぎ、多様な生態系を維持することで、自然災害への備えや地域環境の安定にも重要な役割を果たしています。

(5) 脱炭素先行地域づくり事業の取組

米子市は、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、今後、持続可能で活力ある地域社会と脱炭素社会の実現を目指して、様々な取組を行ってまいります。

令和4年(2022年)には、環境省が募集する第1回脱炭素先行地域において、境港市、ローカルエナジー株式会社、株式会社山陰合同銀行と共同提案を行った結果、脱炭素先行地域に選定されました。これを機に公共施設を中心とした脱炭素先行地域において脱炭素化に向けた事業を集中的に行うとともに、市域においても脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していきます。

(ア) 脱炭素先行地域づくり事業の全体像

市有施設や荒廃農地に太陽光発電設備を導入するとともに、既存の再エネ設備(米子市クリーンセンター等)で発電した電気を各公共施設へ供給すること等により脱炭素化を図ります。

- ①市有施設や荒廃農地に太陽光発電設備を導入し、公共施設へ再生可能エネルギーを供給します。
- ②既存の再エネ設備(米子市クリーンセンター、米子市内浜処理場)で発電した電気を各施設へ供給します。
- ③再生可能エネルギーを水道施設に供給するとともに、需給調整のための大規模蓄電池を導入し、需給管理を実施します。
- ④市有施設の電力使用量を一元管理、見える化するデータプラットフォームを構築して脱炭素施策の効果検証を行うとともに、データ検証による各施設の脱炭素施策の検討及び職員の行動変容を促進します。

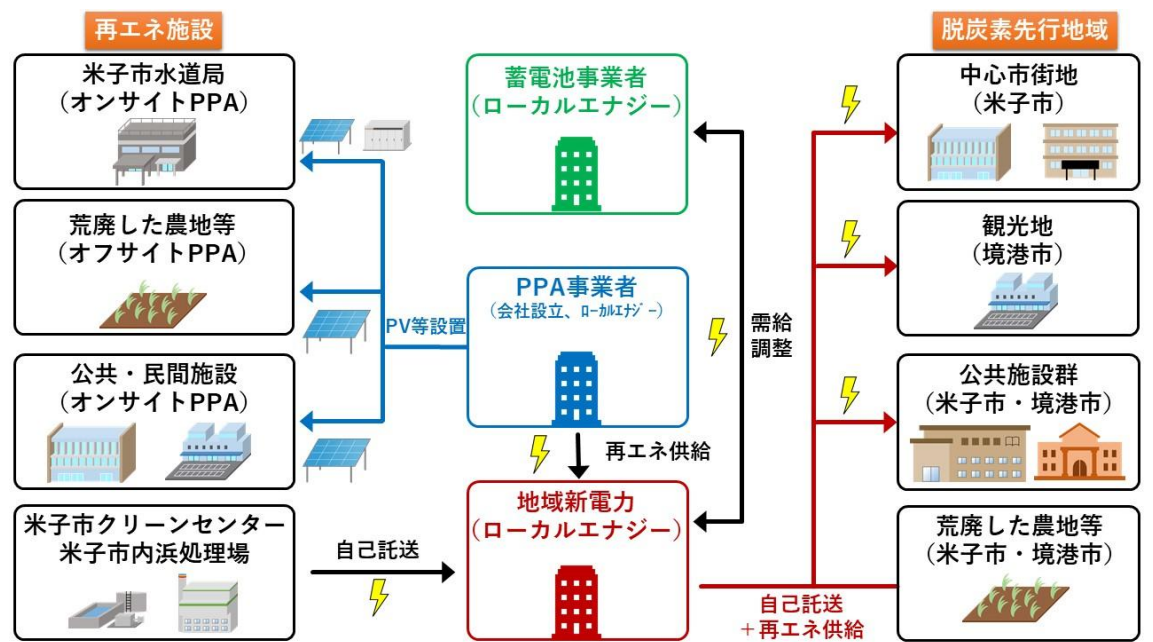


図 2 脱炭素先行づくり事業の概要

＜活用可能な既存の再エネ発電設備の状況＞

○米子市クリーンセンター(卒FIT)

米子市クリーンセンターは、米子市及び境港市の一般廃棄物の処理施設であり、蒸気タービン発電機(4,000kW×1基)により年間18,316,000 kWhを発電し、売電しています。

○米子市内浜処理場消化ガス発電(非FIT)

米子市内浜処理場は、米子市の下水処理を行っている施設であり、消化ガス発電機(24.5kW×2基)により年間360,000kWhを発電し、ローカルエナジー株式会社に売電しています。本施設は、FIT認定を受けていないため、全量が再生可能エネルギーです。

(イ) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、CO₂の排出量を削減します。

- ①水道局の施設用地に、太陽光発電設備(非FIT)を導入します。
- ②建物の構造上の問題がない公共施設を対象として、太陽光発電設備の導入を検討します。
- ③弓ヶ浜半島に点在する荒廃した農地に太陽光発電設備(非FIT)を導入し、必要に応じて農業と太陽光発電の両立(ソーラーシェアリング)も検討します。

(ウ) 再生可能エネルギー需給調整等のための蓄電池導入

太陽光発電設備を設置した施設のBCP及び再エネ需給調整を目的に、蓄電池の整備を検討していきます。なお、電力の需給調整については地域新電力と連携し、具体的な手法等について協議していきます。

(エ) ICTによる脱炭素施策の推進

脱炭素先行地域内の公共施設の電力消費量、再生可能エネルギーの利用率等をグラフや表により可視化(見える化)し、WEB上で確認することができるシステムを構築します。

このシステムを活用することにより、公共施設への再生可能エネルギー供給事業や省エネルギー化を推進する上で、取組の効果の検証等を行うことが可能となります。

(オ) 公用車への次世代自動車の導入検討

公用車へのEV車等次世代自動車の導入について、再生可能エネルギーの技術革新の状況を踏まえながら、屋外駐車場における充電設備、カーシェアリング等の導入手法を検討します。

3-3 基本目標②「循環型社会」



4R(Refuse:断る、Reduce:減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する)の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。

(1) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
2-1	1人1日当たりのごみ 排出量 [g/人・日]	938	870	733
2-2	ごみの最終処分率 [%]	3.6	3.6	2.9
2-3	小型家電の回収量 [kg]	47,000	77,000	40,000
2-4	事業所から排出される 食品残さ [t]、古紙 [t]、刈り草の 排出量 [t]	食品残さ 1,600 古紙 8,000 刈り草 1,500	食品残さ 1,500 古紙 7,000 刈り草 1,500	食品残さ 1,400 古紙 6,000 刈り草 1,500

【指標設定理由】

- 2-1 循環型社会の構築に向けて、家庭系ごみ(特に家庭系可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ)、事業系ごみの減量及び再資源化に重点的に取り組みます。指標値は、平成31年度/令和元年度(2019年度)の各ごみの組成(生ごみや紙類など)ごとの排出量を分析し、削減可能性や難易度等を踏まえて決定しました。なお、第5次米子市一般廃棄物処理基本計画(令和8年度(2026年)～令和12年度(2030年))で掲げた目標値と同数値としています。
- 2-2 最終処分率は比較的低い数値で推移しており、令和12年度(2030年度)は第5次米子市一般廃棄物処理基本計画で掲げた目標値と同数値としています。

- 2-3 小型家電の回収を推進することで、希少な金属等の資源の有効活用を図り、環境負荷の軽減を目指します。指標値は、これまでの回収実績をもとに、達成可能と見込まれる水準を踏まえて設定しています。
- 2-4 事業所に対して、ごみの減量、適正排出などを啓発し、事業系ごみの減量、再資源化を促進しています。なお、再資源化には、焼却灰のセメント原料化や、家電のリサイクルやペットボトルの分別回収などが含まれます。

(2) 基本目標達成のための施策の柱

<②-1 4Rの推進>

- ごみ排出量を抑制するために、4R（断る、減らす、繰り返し使う、再生利用する）の取組を推進します。

<②-2 食品ロスの削減>

- 我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、米子市の家庭系食品ロス調査によると、可燃ごみ全体の約12%は食品ロスが占めており、このため、ごみ排出量抑制の大きな課題となっています。

<②-3 廃棄物の適正処理>

- 発生した廃棄物については、適正に処理し、不法投棄防止を防ぐ必要があります。

(3) 施策の柱ごとの個別施策

<②-1 4Rの推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	市民や事業者に対し、ごみの発生抑制や物の再利用等の啓発	○	○	○
	グリーン購入等を通じて、リユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達の実施	○	○	○
	環境にやさしい製品の開発		○	
	下水道汚泥の資源化による有効利用			○
	プラスチックごみ削減に効果的な製品の選択	○	○	○
	ダンボール堆肥入門キットの配布などによるごみの資源化	○	○	○
	バイオマス含有のごみ袋の導入と普及促進	○	○	○

<②-2 食品ロスの削減>

区分	施策	市民	事業者	市
	食べきり運動等の普及啓発	○	○	○
	生ごみ処理機等の普及啓発	○	○	○
	学校給食における食品残さの堆肥化の検討			○
	学校における食育の推進	○	○	○

<②-3 廃棄物の適正処理>

区分	施策	市民	事業者	市
重	分別収集によって資源化を図るとともに、ごみの減量化を図り、環境への負荷軽減に努める。	○	○	○
	米子市クリーンセンターからの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。			○
	米子市クリーンセンターの効率的な運用を図る。			○
	不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・対応に努める。			○
	関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品のフロン類について適正な回収・処理の普及啓発を推進する。	○	○	○
	家庭から排出された水銀使用廃製品の適正処理を行う。	○		○
	農薬などの適正処理を推進する。	○	○	○
	廃船や漁網などの漁業系廃棄物の適正処理を啓発する。		○	○

3-4 基本目標③「自然共生社会」



本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物の生息環境を保全すると共に、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぐことのできる、緑あふれる社会を目指します。

(1) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
3-1	米子水鳥公園で実施された環境学習の実施件数 [件]	250	275	300
3-2	再生可能な荒廃農地の面積 ^{※1} [ha]	101	39 ^{※2} 令和6年度末時点	7.8 令和11年度末時点

※1 「再生可能な荒廃農地」・・・荒廃農地(現在、耕作がされておらず、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地)のうち、整地等による再生を行うことにより、農作業による耕作が可能となる農地。

※2 再生が可能である荒廃農地を減らすことで、農作業可能な農地を増やすことを目指します。

【指標設定理由】

- 3-1 ラムサール条約湿地に登録された中海に位置する米子水鳥公園の環境学習実施件数を増やすことにより、当公園で実施される各種事業を通じ、生物多様性をはじめ環境保全意識の向上を図ることが期待できます。なお、指標値は、米子水鳥公園の実施可能最大件数を300件と設定し、本計画期間の令和12年度(2030年度)末までに年に5件増で実施していくことを目指します。
- 3-2 市民アンケートの結果から、耕作放棄地の増加を懸念する声が引き続き寄せられています。また、本市の耕作放棄地対策は、最上位計画である第2次まちづくりビジョンにも掲げられているため、指標値として設定しました。

(2) 基本目標達成のための施策の柱

<③-1 森林・農地・湿地・海の適切な利用>

○森林・農地・湿地などの適切な利用を図ることによる生活環境保全の向上を図り、自然との共生社会を目指します。

<③-2 生態系の保全>

○生態系が有する防災・減災機能等の重要性を認識することにより、自然との共生社会を目指します。

(3) 施策の柱ごとの個別施策

<③-1 森林・農地・湿地・海の適切な利用>

区分	施策	市民	事業者	市
重	米子水鳥公園の運営による中海の賢明な利用の促進及び湿地環境の保全を実施する。			○
重	中海及び米子水鳥公園の生態系調査研究により、地域の環境保全意識の向上を図る。			○
重	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する。			○
重	農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する。			○
重	農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内の耕作放棄地対策事業を促進する。			○
	中海・穴道湖・大山圏域市長会や環境保護団体などと連携して、ラムサール条約湿地である中海の環境保全・再生及び賢明な利用を促進する。		○	○
	平成31年(2019年)4月から始まった森林経営管理制度に基づいた森林の経営管理を実施する。			○
	松くい虫等防除事業を推進する。			○
	緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る。	○	○	○
	魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する。			○
	地産地消に関する情報を提供する。	○	○	○
	地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める。			○
	鳥取県やJA、学校給食関係事業者と食材の生産・流通などについて情報交換を行う。		○	○

区分	施策	市民	事業者	市
	環境保全型農業直接支援対策の推進による地域の水環境の向上を行う。			○

<③-2 生態系の保全>

区分	施策	市民	事業者	市
重	米子水鳥公園の環境省「自然共生サイト」への登録を検討する。			○
	鳥取県と協力して、希少野生動植物の保護に努める。			○
	生物多様性の重要性を啓発する。	○	○	○
	生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する。	○	○	○
	特定外来生物の防除啓発及び駆除を行う。	○	○	○

3-5 基本目標④「安全・安心社会」



環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

(1) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
4-1	市民アンケート結果の回答割合(解決・改善したい環境項目:「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」)[%]	55.8	50.0 令和6年度末時点	45.0
4-2	公立保育所の園庭の芝生化 [%]	91	91	100
4-3	公立小中学校の校庭の芝生化 [校]	2 (小学校)	10 (小学校)	順次拡大
<生活排水処理に関する事>				
4-4	汚水処理人口普及率 [%]	90.3	94.4	令和8年4月施行予定の「米子市生活排水対策方針」により、目標管理いたします。
4-5	水洗化戸数率 [%]	90.0	91.8	
4-6	浄化槽法定検査受検率 [%]	54.3	56.1	
4-7	公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積 [ha]	2516.3	2872.5	
4-8	合併処理浄化槽補助基数 [基/年]	90	100	

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
＜空き家等の対策に関すること＞				
4-9	「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な管理がされていない空き家等の改善 [件/年]	13	10	35
4-10	空き家バンクへの登録件数 [件/年]	— (令和2年度新設)	10	15

【指標設定理由】

- 4-1 市民の声を反映するため、ごみ出し・ポイ捨てなどマナー改善への関心を示す割合を指標に設定しました。平成31年度/令和元年度(2019年度)は55.8%、令和6年度(2024年度)は51.6%と改善傾向にあり、コロナ禍による活動停滞の中でも、環境啓発の効果が見られたと考えます。令和8年度(2026年度)からの期間からは一斉清掃の再開や啓発強化により、令和12年(2030年)時点で45.0%を目標とします(年1.2%改善ペース)。
- 4-2 公立保育所及び認定こども園11園中10園において園庭芝生化を行っています。今後も園の統廃合にあわせて園庭芝生化を実施し、2027年には100%を達成する見込みです。
- 4-3 公立小中学校の校庭の芝生化については、今後も年間2校程度を目標に、順次拡大していく予定です。
- 4-4～8 生活排水処理に関する目標値については、根拠となる米子市生活排水対策方針が第2次米子市環境基本計画の見直し作業時点で改定中のため、今後施行される米子市生活排水対策方針における目標を、事後的に本計画の目標といたします。
- 4-9, 10 空き家等の対策に関することの指標値4-9及び4-10は、本市の最上位計画である第2次まちづくりビジョンを元に、管理不全空き家等及び特定空き家等の除却件数を年間35件、空き家バンクへの登録を年間15件としています。

(2) 基本目標達成のための施策の柱

＜④-1 生活環境の保全＞

- 公害の防止等を図ることによる生活環境の保全を図り、安全・安心な社会を目指します。

＜④-2 美しいまちづくりの推進＞

- 環境美化を推進することによる美しいまちづくりを進め、安全・安心な社会を目指します。

(3) 施策の柱ごとの個別施策

<④-1 生活環境の保全>

区分	施策	市民	事業者	市
重	生活排水処理施設の整備 ・公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備 ・公共下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の設置促進 ・下水道整備完了地域における下水道接続の普及促進 ・浄化槽の適正管理の啓発・指導			○
重	ヌカカ被害対策の推進			○
重	管理不全の土地に関する指導の実施			○
重	犬・猫に対する衛生管理指導の実施			○
	「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進方針」に基づいた水質浄化対策の推進			○
	中国電力に対し、島根原子力発電所の最新の知見の基づく安全対策の充実と立地自治体との安全協定内容に変更が生じた際には、同等の内容への改定を求める。			○
	家庭ごみの野外焼却禁止について啓発の実施	○		○
	大気汚染緊急時(光化学オキシダント、PM2.5)における市民への注意喚起			○
	水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する。			○
	生活環境に関する市民からの苦情・相談に対する対応(騒音・振動・悪臭)	○	○	○
	国・県などと連携した環境放射線モニタリング情報の入手及びモニタリング結果の公表			○
	地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理の推進	○	○	○
	環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進		○	○
	アスベスト撤去支援事業の推進			○
	水源の更新や開発の推進			○
	鳥取県持続可能な地下水利用協議会と連携した地下水源の適正利用			○

＜④-2 美しいまちづくりの推進＞

区分	施策	市民	事業者	市
重	様々な歴史的文化遺産についての調査研究の推進			○
重	有形・無形の文化財を適切に保護及び保存し次世代に継承していくための、指定文化財の保護及び保存の充実並びに未指定文化財の保護及び文化財指定の促進			○
重	米子市都市計画マスタープランに基づく、効率的かつ計画的な土地利用の推進			○
重	米子市空き家等対策計画に基づく、空き家等に関する対策の総合的かつ計画的な実施			○
重	空き家等に係る現状調査の実施、所有者等による空き家等の適切な管理の促進、住民等からの空き家等に関する相談の実施及び管理不全な空き家等への対応並びに支援の実施			○
	安心・安全に利用できる公園施設の確保			○
	市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化の推進			○
	米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設などの届出審査、公共事業における通知制度などによる良好な景観の創出		○	○
	米子市都市景観施設賞などによる、景観形成に関する市民への情報提供・啓発	○	○	○
	魅力ある景観形成のため、鳥取県屋外広告物条例の許可申請の周知・啓発		○	○

3-6 基本目標⑤「環境保全社会」



環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

(1) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
5-1	中海・宍道湖一斉清掃(米子会場)の参加人数 [人]	1,163	1,300	1,300
5-2	シーサイドクリーンアップ弓ヶ浜(米子会場)の参加人数 [人]	—	(230) [※]	300
5-3	市民アンケート結果による環境保全活動・環境教育の場への参加実績 [%]	—	60.0	60.0

※ 境港会場値

【指標設定理由】

- 5-1 平成17年(2005年)11月に中海がラムサール条約に登録されて以降、中海アダプトプログラムへの支援をはじめ、官民一体となった環境保全活動が継続的に実施されています。こうした取組の一環として、本計画では、中海の湿地環境の保全・再生およびその賢明な利用を促進する活動の一つである「中海・宍道湖一斉清掃(米子会場)」の参加人数を目標指標の一つとして位置づけています。令和6年度(2024年度)には、会場の収容上限である1,300人の参加を達成しており、今後もこの水準を維持していくことを目指します。
- 5-2 境港市と米子市で隔年で担当しているシーサイドクリーンアップ弓ヶ浜の米子会場への参加人数を指標とします。ただし、境港会場の参加者については参考値として扱います。ほかにも海岸清掃活動としては、計画見直し現在(令和7年度(2025年度))で、「新伯耆国クリーン大作戦」や「皆生海岸美化清掃ボランティア活動」などがあり、これ以外についても様々な団体、自治会等の組織による活動は存在していますが、ここでは地方公共団体が主催する事業に関する指標を設定しました。なお、シーサイドクリーンアップ以外のボランティア活動についても実態の把握に努めます。
- 5-3 市民アンケートの結果から、環境保全活動への参加実績を把握します。なお、指標値は、平成31年度/令和元年度(2019年度)に実施の市民アンケートの結果において、環境保全活動に参加したいとの回答が約6割あったことを参考に設定しています。しかしながら、令和6年度(2024年度)12月に実施した市民アンケートでは、実際に環境保全活動に参加した方の割合は約4割にとどまり、環境保全活動への参加意欲を実際の参加率へとつなげることが課題です。計画の見直し後には、環境保全活動への参加率は60%に据え置き、受講者の層を想定した環境教育コンテンツを作成することで環境保全活動への参加につなげることとしました。具体的な取組についても、計画の実行と伴走しながらよりよい中身を検討してまいります。

(2) 基本目標達成のための施策の柱**<⑤-1 環境学習の推進>**

- 個々人の環境に対する意識を向上させることにより、環境保全社会を目指します。

<⑤-2 環境活動の協働>

- 環境保全活動に参加できる体制づくりを進め、環境保全社会を目指します。

(3) 施策の柱ごとの個別施策

<⑤-1 環境学習の推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	市民への環境学習の機会の提供		○	○
重	広報誌、ごみカレンダー、ホームページ、よなご環境Ch.などを活用した環境情報、環境問題への取組の積極的な発信			○
	自然と環境の保全に向けた啓発活動の推進		○	○

<⑤-2 環境活動の協働>

区分	施策	市民	事業者	市
重	地域住民、環境美化団体などと連携して環境イベントを開催し、環境に関する啓発を実施することにより広く市民の環境意識の向上を図る。	○	○	○
重	「ラムサール条約湿地中海・宍道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動の実施	○	○	○
重	中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携した、中海の水質改善・利活用の促進			○
重	地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコツーリズム・スポーツツーリズムなど地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興		○	○
	環境美化に貢献した個人・団体を顕彰する。			○
	市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動の促進	○	○	○
	米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例に基づく、ごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止の啓発	○	○	○

第4章 環境基本計画の推進に向けて

4-1 環境基本計画策定の流れ

本計画の策定に当たっては、環境基本条例に基づき設置した「米子市環境審議会」において、市長の諮問に応じ調査審議を行いました。また、市民アンケートの実施、計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民・事業者の声を本計画に反映しました。

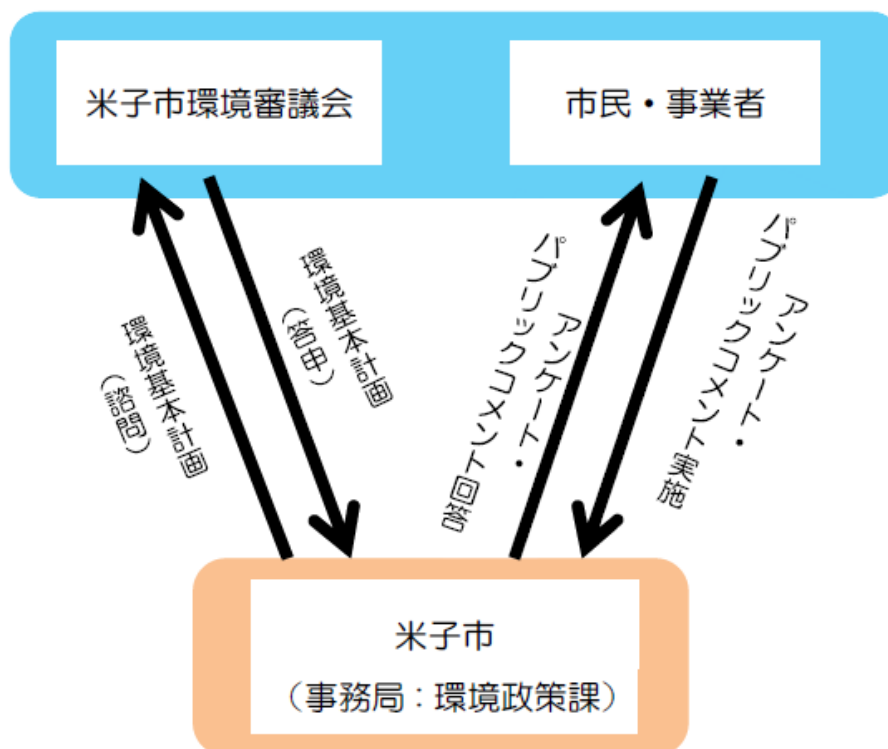


図 3 審議会・市民・市の関係

<米子市環境基本条例>

●設置及び所掌事務(第19条)

⇒環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会を置く。

⇒米子市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項を調査審議する。

4-2 環境基本計画の進行管理

本計画の実施状況については、毎年度、年次報告書を作成し公表します。また、同報告書について、米子市環境審議会の調査審議を経ることとし、必要に応じて計画の見直し(変更)を行います。

毎年度、PDCAサイクル(①「策定」、②「実行」、③「評価」、④「改善」)を繰り返すことにより、計画の実効性を確実なものとしします。

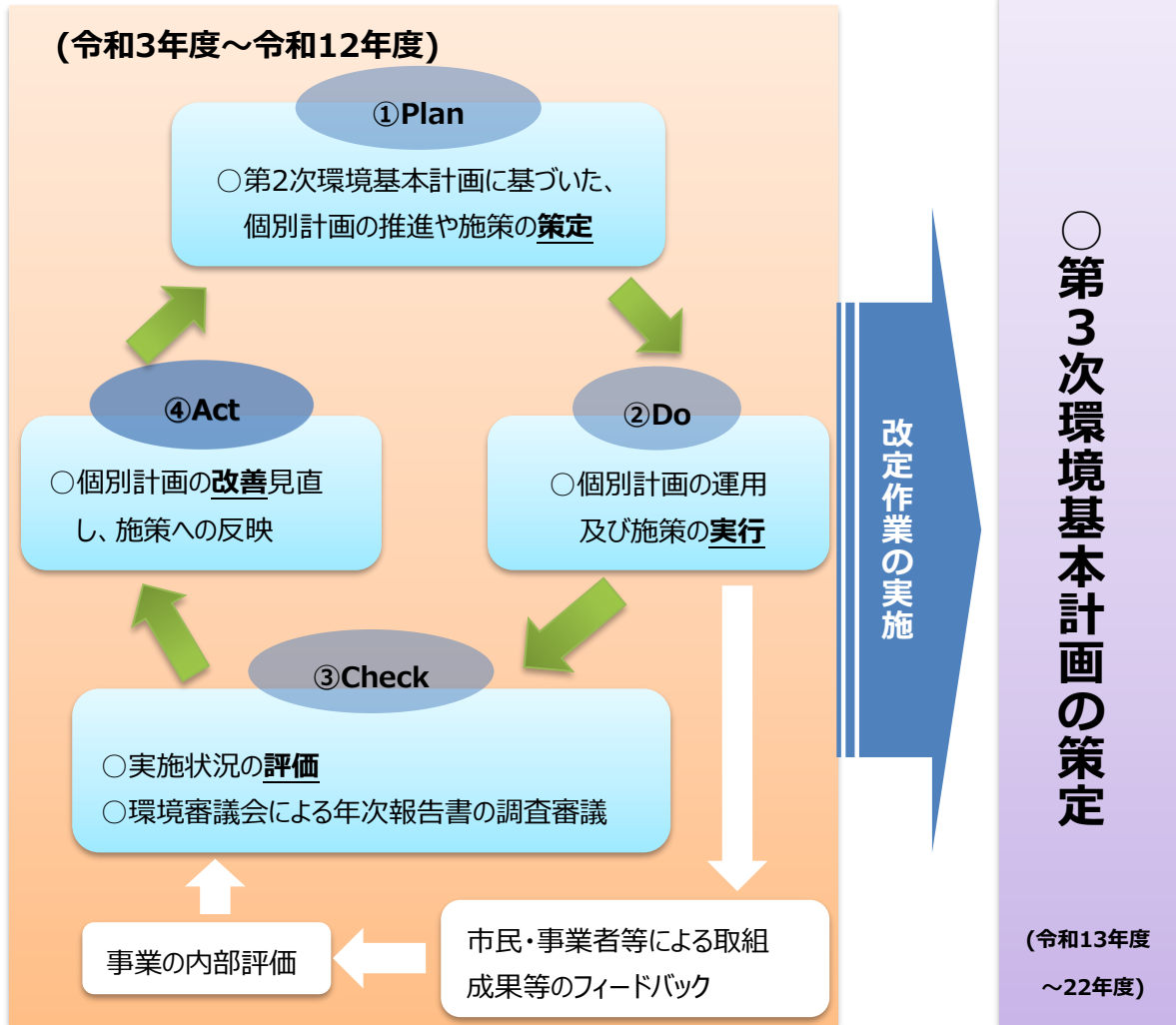


図 4 進行管理の流れ

<米子市環境基本条例>

●年次報告(第10条)

⇒市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

4-3 計画の推進体制

本計画を円滑かつ効果的に推進するためには、市民・事業者・市の各主体が連携・協働し、一体となって取り組む必要があります。国、県の施策や環境関連の技術革新の動向を踏まえながら、市の施策の検討や市民・事業者に向けた啓発を行うため、市の担当課である環境政策課を中心に、庁内関係課と連携し、以下の体制により本市の取組を推進していきます。

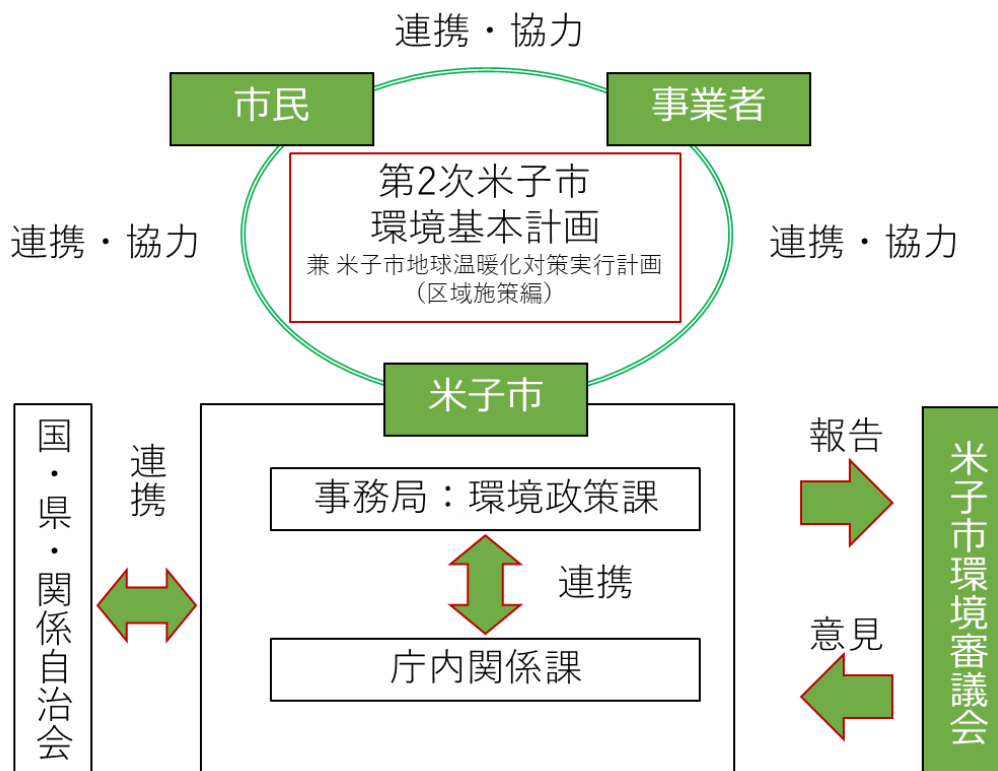


図 5 計画の推進体制